

## 「尖閣諸島問題をわが事とするための施政権行使について」

今年には日本政府による尖閣諸島国有化 10 周年と言う節目に当たり、尖閣諸島防衛に関わる様々な議論が沸き起こっている。安全保障 3 文書改訂の年と重なり、ウクライナ侵攻やペロシ米下院議長の台湾訪問による安全保障環境の劇的変化も相まってなおさらである。

日本政府も防衛力の抜本的強化や防衛費の大幅拡充を公約に掲げ、日米だけではなく、QUAD 及び NATO 諸国と連携した東アジアにおける防衛協力体制の強化に精力的に取り組んでいるが、その中心に常に尖閣諸島が存在することによる沖縄県民の不安感はいかばかりかと思う一方、国民全体では果たしてどうであろうか。

日本政府は尖閣諸島が日本固有の領土として施政権の行使が認められているとの公式見解を繰返し発信してきたが、施政権の行使として具体的に何を行ってきたかと言えば、尖閣諸島周辺海域における海上保安庁による領海警備と、恐らく、いざという時に対処できるよう海上自衛隊の艦船が準備を整えていることくらいしか思い浮かばない。もちろん、島への不法上陸をパフォーマンスとして行うことは言語道断である。

施政権の行使とは統治主体である日本が立法・行政・司法の三権を実際に行使できる権限を有している事を意味し、他にも実施可能な施政権行使のオプションがあるはずであり、その代表例が新たな行政標柱の設置である。前回設置したのは 1969 年にまで遡り、風化だけでなく、住所名の変更を理由に新たな標柱設置は政府に申請することはごく当たり前の施政権行使であるにも関わらず、石垣市による標柱新設申請が昨年不許可となった。

文民の立場でできる施政権の行使には灯台や気象観測所の設置、豊富と言われている漁業資源の調査や漁船避難場所の設営、或いは戦時下に台湾への疎開を試みた石垣島住人を乗せた一心丸・友福丸の遭難死没者に対する慰霊などが挙げられるが、警戒監視のための自衛隊駐留を含め、未染手のアイデアが数多く残っているはずである。今のような限定的な施政権行使に留まっている限り南西海域の一無人島である尖閣諸島に対する国民の理解や関心がどこまで深まり、定着させられるのかは甚だ疑問といえる。

ウクライナ侵攻から得た教訓の一つにウクライナ国民による領土保全に対する強い意識があります。自分たちの大事な領土を絶対にロシアに奪わせないという固い決意を共有できたからこそ政府と国民が一体となって戦い続けることができたはずで。

多様な施政権の行使を国民全体で考えながら、その意義を国全体で共有することで、尖閣諸島がより身近な「わが事」となり、ウクライナ国民と同じ熱量で日本国民が尖閣諸島防衛に向けた

日本政府の取組みを一体となって支えることで平和ボケから一歩抜け出せるのではないしょうか。